

鏡石町EMバケツ設置奨励金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、EMバケツを設置する家庭に対し奨励金を交付することにより、各家庭から排出される生ごみの減量化、及び有効利用を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付対象は、町内に住居を有する家庭がEMバケツを設置した場合に交付するものとする。

(奨 励 金)

第3条 奨励金の額は、EMバケツの購入に要する経費の2分の1の額とし、1,000円を限度とする。ただし、当該金額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付申請をしようとする者は、鏡石町EMバケツ設置奨励金交付申請書（様式第1号・第2号）を町長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第5条 町長は、前条の規定により申請を受けたときには、内容を審査のうえ適当と認めた場合は奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な行為により奨励金を受けた場合は、当該奨励金の全部または一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。